

1. 船舶同士の衝突事故の発生状況

船舶同士が衝突した際の状況

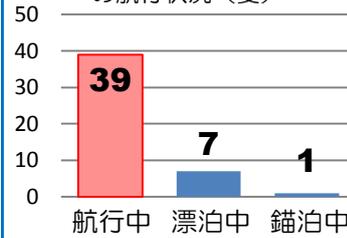
“相手船に気付かずに衝突した漁船”（以下「気付かず漁船」という。）が関係した船舶同士の衝突事故は38件（気付かず漁船47隻、気付かず漁船以外の船舶29隻）で、その状況は次のとおりです。

- 衝突の状況：
航行船と漂流船との衝突が半数の19件（50%）
- 航行状況：
気付かず漁船は航行中が8割以上の39隻（83%）
気付かず漁船以外の船舶は漂流中が最も多く12隻（41%）（図1参照）
- 相手船の船舶種類：
漁船同士が最多の15件（39%）（図2参照）
- トン数別の発生状況：
20トン未満同士の衝突が半数以上の24件（63%）（図3参照）

図1 衝突した際の状況



気付かず漁船47隻の航行状況（隻）



気付かず漁船以外の船舶29隻の航行状況（隻）



図2 相手船の船舶種類の状況

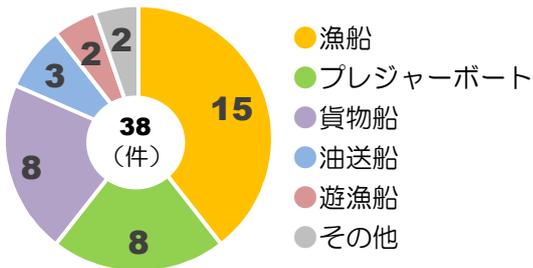


図3 トン数別の発生状況



■ 気付かず漁船及び気付かず漁船以外の船舶の状況

- 気付かず漁船（47隻）が相手船に気付かなかった理由：
「航行中、他船はいないと思い、漁獲物の整理作業等をしていた」が最も多く10隻（21%）（図4参照）
- 気付かず漁船以外の船舶（29隻）の相手船認知状況：
「相手船に気付いていた」が最も多く21隻（72%）（図5参照）
- 上記相手船に気付いていた船舶（21隻）の衝突に至った理由：
「相手船が避けると思った」が最も多く8隻（38%）（図6参照）

図4 気付かず漁船47隻の状況（隻）

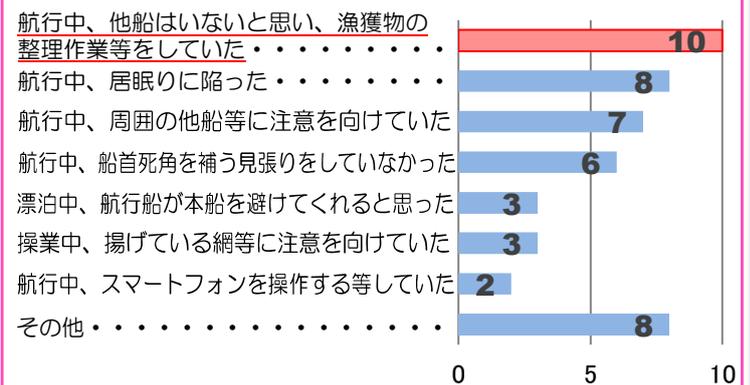


図5 相手船の認知状況（気付かず漁船以外の船舶29隻）

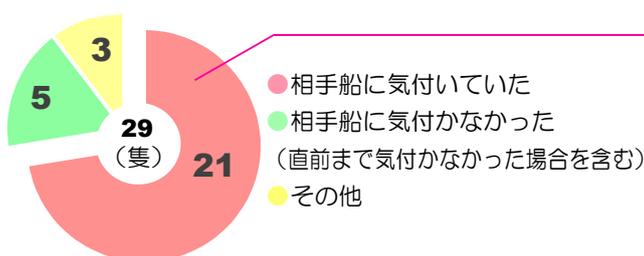
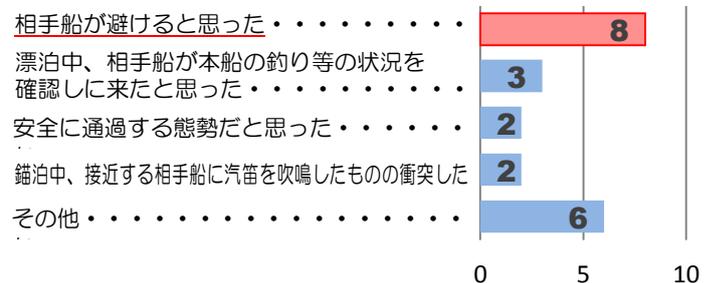


図6 相手船に気付いていた21隻の状況（隻）



2. 気付かず漁船が関係した事故調査事例

事例1 前路に他船はいないものと思った

漁船Aは、帰港中、船長が見張りを行っていませんでしたので、前路で漂泊しているプレジャーボートに気付かず衝突しました。

船長は、衝突の約10分前、目視により周囲の船舶の確認を行った際、**前路に他船はいないものと思い、漁獲物の整理作業をしながら航行していました。**

他にも、他船はいないと思い、以下のような作業中に事故が…

- VHF 無線電話で僚船の漁労長と交信していた
- 後部甲板で釣針等の手入れを行っていた
- 後部甲板と操舵室とを行き来していた
- 前部甲板でまぐろの内臓を取り除いていた

事例2 居眠りに陥った

漁船Bは、単独で航海当直中の船長が、**居眠りに陥った**ので、航行中の油タンカーと衝突しました。

船長は、**眠気を感じていたものの、居眠りするほどではない**と思い、**ふだん眠気を催した際に行っていた、コーヒーを飲む、目薬をさすなどをせず、自動操舵で椅子に腰を掛けていました。**

他にも、以下のようなケースで居眠りに陥り事故が…

- 慣れた航路で、周囲に航行の支障となる船舶がいなかった
- 約17時間にわたって1人で運航及び操業に従事していた

眠気を感じても居眠りするのではないと思い、椅子に腰を掛けたまま見張りを続けているケースで事故が多くなっています。



事例3 船首死角を補う見張りをしていなかった

漁船Cは、航行中、船長が防波堤付近に他船はいないものと思い、死角に入った漂泊中の漁船に気付かず、同船と衝突しました。

船長は、**船首方に死角が生じていましたが、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行っていませんでした。**

時々舵を左右に振って、船首方の死角をなくしましょう



事例4 操業中は他船が避けてくれると思った

漁船Dは、漂泊して操業中、船長が**甲板上で漁具の整理**を行い、見張りを行っていませんでしたので、漁船と衝突しました。

船長は、**操業中は他船が避けてくれるものと思い込んでいました。**



事例5 揚げている網に注意を向けていた

漁船Eは、揚網中、船長が見張りを行っていませんでしたので、漁船と衝突しました。

船長は、**揚げている網に注意を向けていた**ので、船首方から接近する漁船に気付きませんでした。

他にも、以下のような作業に注意を向けていて事故が…

- いか釣り機の操作に注意を向けていた
- 揚げ籠作業に意識を集中していた

事例6 スマートフォンを操作していた

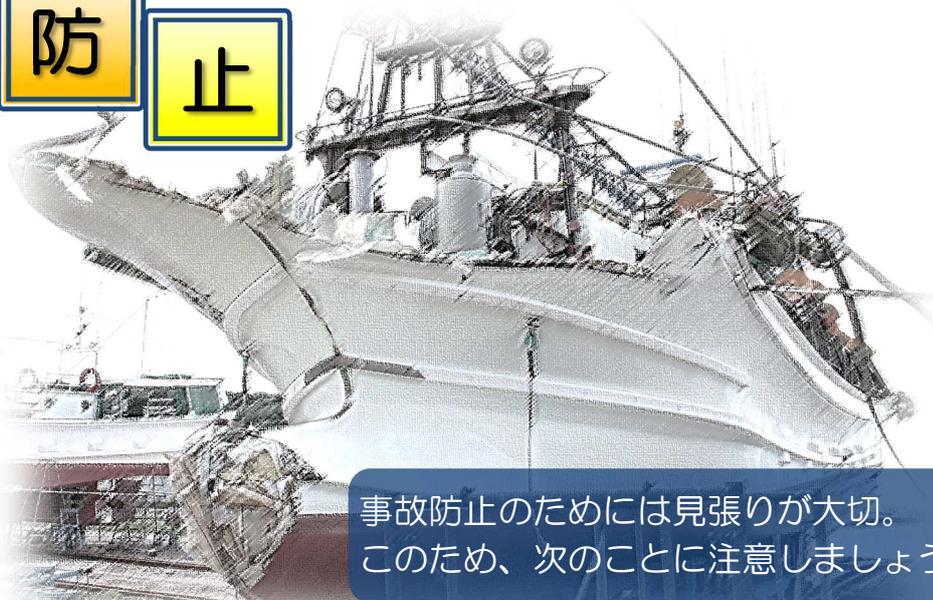
漁船Fは、航海当直中の甲板員が見張りを行っていませんでしたので、船首方で錨泊中の貨物船に気付かずに衝突しました。

甲板員は、船長と航海当直を交替した後、本船が約11ノットの速力で自動操舵とし、**スマートフォンを操作**していました。



3. まとめ（漁船の衝突事故の防止に向けて）

事故防止



事故防止のためには見張りが大切。
このため、次のことに注意しましょう！



見張りは常時適切に！

レーダーを装備していない船舶は、**視覚、聴覚等により、常に見張りを適切に行い**ましょう。

レーダーを装備している船舶は、**レーダーの接近警報機能を適切に活用**しましょう。操業中等で速力がないときでも見張りを行いましょう。

居眠りに陥らないために！

操船中に眠気を催した場合は、**身体を動かしたり外気に当たるなどして眠気を払拭**しましょう。

複数人が乗り組む漁船で眠気を払拭することが困難な場合は、**当直を交代するか複数人で当直**を行いましょう。

船首の浮上等によって生じる死角を補う！

航行中に船首が浮上して船首方に死角が生じる船舶は、**船首を左右に振るなど死角を補う見張り**を行いましょう。構造物等によって死角が生じる場合は、**甲板上に出るなどして死角を補い**ましょう。

一方向のみに注意を向けたり、他のことに没頭しない！

特定の方向に注意を向けたり航海計器等の操作に意識を集中したりすると、**他の方向への注意が薄れたり、他船に気付くのが遅れたり**することがあるので、適宜、周囲全体の見張りを行いましょう。

漂泊中及び錨泊中であっても周囲の見張りを！

漂泊中及び錨泊中であっても**周囲の見張りを適切に行い**ましょう。見張りは間隔を空けずに行い、**接近する他船の早期発見に努め**ましょう。接近する他船を認めた場合、**衝突のおそれの有無を判断し、必要に応じて衝突を避けるための措置**をとりましょう。

運輸安全委員会事務局仙台事務所

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15

仙台第3合同庁舎 8階 TEL 022-295-7313 FAX 022-299-2340

